

中間検査申請に係る手数料算定用床面積の取扱いについて

中間検査申請に係る手数料の額は、神奈川県建築基準条例第52条の19別表に定められており、中間検査申請1件につき中間検査を行う部分の床面積の合計に基づいて算定することになります。

対象となる床面積の算定方法については次によりますが、詳細につきましては各土木事務所にお問い合わせ下さい。

1. 基礎に関する工程

検査に係る部分の最下階の床があるものとみなした床面積の合計とします。

2. 建て方に関する工程

鉄筋コンクリート造にあつてははり等の配筋が、木造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造にあつてははり等の床を支える構造の主要な部分が施工されている場合においては床があるものとみなし、また階数が1の場合で屋根版等を特定工程とする場合は、当該部分に床があるものとみなして床面積を算定します。

中間検査を行う部分の床面積の合計は、検査対象となる階までの各階の床面積の合計とし、基礎に関する工程の中間検査を行う部分の床面積の合計を除くものとします。

具体の算定方法については主要な構造に応じて以下のとおりです。

主要な構造	特定工程	中間検査に係る手数料算定用床面積
木造（在来軸組工法又は枠組壁工法）	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事並びに枠組壁工法にあつては、耐力壁の工事	延べ面積（ただし、基礎に関する工程の検査対象となる床面積の合計を除く。）
鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	初めて工事を施工する階の建て方工事	検査の対象となる階（柱1節に係る梁が架った階）までの各階の床面積の合計（ただし、基礎に関する工程の検査対象となる床面積の合計を除く。）
鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根版及びこれを支持するはりの配筋工事、階数が2以上の場合は鉄筋コンクリート造の部分において、その最下階から数えた階数が2の主要構造部である床版及びこれを支持するはりの配筋工事	検査の対象となる階までの各階の床面積の合計（ただし、基礎に関する工程の検査対象となる床面積の合計を除く。）
プレキャスト鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根版、階数が2以上の場合はプレキャスト鉄筋コンクリート造の部分において、その最下階から数えた階数が2の主要構造部である床版を取り付ける工事	検査の対象となる階までの各階の床面積の合計（ただし、基礎に関する工程の検査対象となる床面積の合計を除く。）